

東京都地域特産化の推進費補助金交付要綱

	平成13年	6月	1日	13産労農地第	277号
改正	平成16年	4月	1日	15産労農振第	2274号
改正	平成17年	11月	9日	17産労農振第	1232号
改正	平成18年	4月	1日	18産労農振第	1409号
改正	平成19年	12月	14日	19産労農振第	1309号
改正	平成21年	6月	3日	21産労農振第	263号
改正	平成25年	3月	29日	24産労農振第	1616号
改正	平成26年	3月	31日	25産労農振第	1538号
改正	平成27年	3月	13日	26産労農振第	1740号
改正	平成28年	2月	10日	27産労農振第	1636号
改正	平成29年	3月	30日	28産労農振第	2295号
改正	令和5年	4月	1日	5産労農振第	16号
改正	令和7年	3月	26日	6産労農振第	2720号

(趣旨)

第1 農業の振興及び都市と農村との交流等を促進するため、東京都地域特産化の推進実施要綱（平成13年6月1日付13産労農地第277号。以下「都要綱」という。）に基づいて行う事業に要する経費につき、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるもののほか、本要綱に定めるところによる。

(補助率等)

- 第2 第1に規定する補助金の交付の対象となる事業及び経費並びに補助率は、別表に定めるところとする。
- 2 別表事業の欄に掲げる各事業の経費は、相互に流用してはならない。
 - 3 別表の各事業の経費の欄に掲げる1及び2の経費の相互間の流用をしてはならない。
 - 4 補助額は、第1項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
 - 5 本事業において、「総事業費」とは補助事業全体の税込みの経費、「補助対象経費」とは総事業費のうち補助対象となるものの経費とする。
 - 6 本事業においては、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額は補助対象としない。ただし、市町村が事業実施主体となる場合は、この限りでない。

(暴力団排除に関する規定)

第3 暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）、暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるものは、この要

綱に基づく補助金の交付の対象としない。

（申請の手続き）

第4 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書及び添付書類（別記様式第1号）を知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 市町村以外の申請者が1の規定による申請書を提出するに当たっては、申請書とともに誓約書（別記様式第1号の2）を提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第5 知事は、第4の申請書の提出があったときはその内容を審査し、適当と認める場合は、別記様式第2号により申請者に補助金交付の決定を通知する。

2 1の場合において、知事は適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請事項に修正を加え、又は条件を付することがある。

（申請の撤回）

第6 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第5の1の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、当該通知受領後14日以内に、申請の撤回をすることができる。

（事情変更による決定の取り消し等）

第7 知事は、交付の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

（申請事項の変更）

第8 補助事業者は、別表の軽微な変更の欄に掲げる事項以外の事項の変更をしようとするときは、あらかじめ補助金変更交付申請書（別記様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、1の申請があった場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請事項に修正を加えて承認することがある。

（事業の中止又は廃止）

第9 補助事業者が、補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、補助事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、1の申請書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により適当と認める場合は、事業の中止又は廃止の承認の通知をする。

（事故報告等）

第10 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難に

なった場合には、速やかに事故報告書（別記様式第 5 号）を知事に提出し、その指示に従わなければならない。

（補助金の請求）

第 11 補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、補助金（概算払）請求書（別記様式第 6 号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の支出）

第 12 知事は、第 11 の請求があった場合に、補助事業の実施上必要があると認めるときは、当該補助金の全部又は一部を概算払で支出することができる。

（概算払精算書）

第 13 補助事業者は、第 12 の規定による補助金の概算払があったときは、概算払精算書（別記様式第 7 号）を知事に提出しなければならない。

（状況報告書の提出等）

第 14 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた場合、その交付決定を受けた日が属する四半期以降、各四半期の末日現在の事業遂行状況報告書（別記様式第 8 号）を作成し、当該四半期の翌月の 15 日までに知事に提出しなければならない。ただし、第 4 四半期及び当該四半期に既に実績報告書の提出がなされた場合はこの限りでない。

なお、国庫事業については、その事業の定めに従って事業遂行状況報告書（別記様式第 8 号）を知事に提出する。

2 1 に定めるもののほか、知事が特に必要と認められる書類等を補助事業者から提出させることができる。

（遂行命令等）

第 15 知事は、補助事業者が提出する報告書、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業が交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。

2 知事は、補助事業者が 1 の命令に違反したときは、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることがある。

（実績報告書の提出）

第 16 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は都の会計年度が終了したときは、直ちに実績報告書（別記様式第 9 号）を知事に提出しなければならない。事業を廃止した場合も同様とする。

第 17 削除

(補助金の額の確定)

第 18 知事は、第 16 による実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、別記様式第 10 号により交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知する。

(是正のための措置)

第 19 知事は、第 18 の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置を命ずる。

2 第 16 の規定は、1 の命令により補助事業者が必要な措置をした場合について準用する。

(決定の取消)

第 20 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件、その他法令若しくは補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

2 1 の規定は、第 18 の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後において既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じる。

(補助金の返還)

第 21 知事は、第 20 の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助事業者が補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

2 知事は、補助事業者が交付すべき補助金の額を確定した場合において既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

(違約加算金及び延滞金)

第 22 知事が第 20 の規定により補助金の交付決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 知事が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 1 及び 2 の規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当た

りの割合とする。

(違約加算金の計算)

第 23 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における第 22 の 1 の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額が、その日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

2 第 22 の 1 の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第 24 第 22 の 2 の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金等の一時停止)

第 25 知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

(財産処分の制限)

第 26 補助事業者が補助事業により取得し又は効用を増加した財産を補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し又は担保に供しようとするときは、「東京都補助金等交付規則」(昭和 37 年 9 月 29 日東京都規則第 141 号) 第 24 条に基づき、別記様式第 11 号により知事に申請し、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、知事が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

2 1 については、「補助金等交付財産の財産処分承認基準(平成 23 年 6 月 1 日付 23 財主財第 38 号)」(以下、「都財産処分承認基準」という。)に基づき承認事務を行うものとする。また、農林水産省の補助又は交付に係る事業については、都財産処分承認基準及び「補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成 20 年 5 月 23 日付経第 385 号)」に基づき、承認事務を行うものとする。

3 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産を、事業終了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効率的運営を図らなければならない。

(帳簿の整理保存)

第 27 補助事業者は、補助事業の状況、費用の収支その他事業に関係する事項を明らかにする書類及び帳簿を、事業の終了年度の翌年度から起算して 5 年以上保存しなければならない。

2 事業に関する計画書（変更を行った場合は、変更後のものを含む）、財産管理台帳（別記様式第 12 号）及びその他関係重要書類は、処分制限年数を経過するまで管理保存しなければならない。

（その他）

第 28 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対し本要綱の条件を付さなければならない。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2関係）

事業	経 費	補助率	軽微な変更
経営構造対策事業	1 事業費 市町村が行う事業等に要する次の経費及び農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、その他農業者の組織する団体、地方公共団体が出資する法人、知事が関東農政局長等と協議して認める団体が、事業実施計画に基づいて行う事業に要する次の経費につき、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費 都要綱の経営構造対策事業に要する経費 2 附帯事務費 1の事業に係る事務であって、市町村等が事業の実施及び指導監督等を行うものに要する経費（事業費の1%以内）	当該事業に要する経費の3/4以内 当該附帯事務費の10/10以内	次に掲げる変更以外の変更 1 事業実施主体の変更 2 事業メニューの新設又は廃止 3 事業費又は事業量の3割を超える変更 4 工事雑費以外の経費から工事雑費への流用
山村振興等特別対策事業	1 事業費 市町村が行う事業等に要する次の経費及び地方公共団体等が出資する法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業者の組織する団体、活性化規則第3条第4号の規定に基づき知事又は市町村長が指定した者が、事業実施計画に基づいて行う事業に要する次の経費につき、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費 都要綱の山村振興等特別対策事業に要する経費 2 附帯事務費 1の事業に係る事務であって、市町村等が事業の実施及び指導監督等を行うものに要する経費（事業費の1%以内）	当該事業に要する経費の3/4以内 当該附帯事務費の10/10以内	次に掲げる変更以外の変更 1 事業実施主体の変更 2 事業メニューの新設又は廃止 3 事業費又は事業量の3割を超える変更 4 工事雑費以外の経費から工事雑費への流用
山村・離島振興施設整備事業	市町村が行う事業等に要する次の経費及び農業協同組合及びその連合会、森林組合及びその連合会、3戸以上の農業者が組織する営農集団、特認経営体、農業経営を行う法人、その他の団体、対象地域内の市町村が出資する法人等が、事業実施計画に基づいて行う事業に要する次の経費につき、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費 都要綱の山村・離島振興施設整備事業の次に掲げる事業に要する経費 (1) 整備計画策定事業 (2) 農林業経営近代化施設整備事業 (3) 交流促進施設整備事業 (4) 被災施設復旧事業 (5) 被災施設再建事業	当該事業に要する経費の3/4以内	次に掲げる変更以外の変更 1 事業実施主体の変更 2 左記の経費の(1)から(5)までの経費の相互間の流用 3 事業費又は事業量の3割を超える変更 4 工事雑費以外の経費から工事雑費への流用

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

市 町 村 長

年度東京都地域特産化の推進費（ 事業）補助金交付申請書

経営構造対策事業
山村振興等特別対策事業
山村・離島振興施設整備事業

年度において、下記のとおり事業を実施したいので、東京都地域特産化の推進費補助金交付要綱第4に基づき、補助金 円の交付を申請する。

記

- （注） 1 経営構造対策事業については、様式Aによること。
2 山村振興等特別対策事業については、様式Aによること。
3 山村・離島振興施設整備事業のうち、整備計画策定事業以外については、様式Aによること。
4 山村・離島振興施設整備事業のうち、整備計画策定事業については、様式Bによること。

(様式A) <経営構造対策事業、山村振興等特別対策事業、山村・離島振興施設整備事業(整備計画策定事業以外)>

1 事業の目的

2 事業の内容・事業量

事業名及び事業項目	事業実施主体	事業の内容				工期		備考
		事業内容	施工場所又は設置場所	数量、面積、容量等	受益戸数	着工年月日	竣工年月日	
市町村 附帯事務								
計								

附帯事務は、国庫事業のみ該当する。

事業実施主体及び実施箇所又は設置場所の欄には具体的な名称を記入すること。

工期の欄には、交付申請書にあっては着工及び竣工予定年月日を、実績報告書にあっては実際の着工及び竣工年月日を明記すること。

3 経費の配分

(1) 配分額

(単位：円)

業名 及び 事業項目	事業 実施 主体	総事業費	補助対象 経費	負担区分				備考
				国庫 補助(交付)金	都補助金	市町村費	その他	
市町村 附帯事務								
計								

市町村が事業実施主体の場合は、その他の欄は「―」とする。

備考欄には、工種又は施設区分ごとの国庫補助率を記入する。

(2) 融資の計画（国庫事業の場合のみ作成）

交付を受けて整備する物件を担保に供し、(1)の負担額のうちその他について、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には、(1)の備考欄に「融資該当有」と記入の上、次の表を作成すること。

担保 施設	交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
	金融機関名	融資名 (制度・その他)	融資を受けよう とする金額	償還 年数	その他

(3) 工事雑費内訳明細書

事業内容	事業実施主体	工種又は施設区分	費用区分	金額（円）	備考
計					

(注) 事業内容、事業実施主体ごとに表を作成し記入すること。

4 収支予算（精算）

(1) 収入の部

(単位：円)

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
国庫補助（交付）金					
都補助金					
市町村費					
その他					
計					

(2) 支出の部

(単位：円)

事業名及び事業項目	事業実施主体	事業内容	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
					増	減	
市町村 附帯事務							
計							

※事業内容は、整備する施設、機械等ごとに分けて記入すること。

5 事業完了（予定） 年 月 日

6 添付資料

- ・ 交付申請にあつては事業実施計画に係る実施設計書又は具体的な内容が含まれている内訳の付いた見積書
- ・ 実績報告にあつては出来高設計書、領収書、位置図、財産管理台帳、写真、施設及び機械の管理運営規約等
- ・ 事業実施主体が市町村以外の場合には、市町村の補助金交付に関する規定（計画変更、実績報告の場合にあつては、規定に変更のあった場合のみ添付すること）。

(様式B) <山村・離島振興施設整備事業(整備計画策定事業)>

1 事業の目的

2 事業の計画(実績)

項目	実施時期	内容	備考

(注) 項目欄には、具体的な取組内容を記入し、その説明を内容に記入する。

3 経費の配分

区分	総事業費	補助対象経費	負担区分		備考
			都費	市町村等費	
計					

4 事業完了(予定)年月日 年 月 日

5 収支予算(精算)

(1) 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
都費					
市町村等費					
計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
計					

誓 約 書

東 京 都 知 事 殿

東京都地域特産化の推進費補助金交付要綱第4の規定に基づく補助金等の交付の申請を行うに当たり、当該申請により補助金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱第20の規定により補助金等の交付の決定の取消しを受けた場合において、同要綱第21の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

- * 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- * この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。
 - ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - ・ 暴力団員を雇用している者
 - ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
 - ・ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

番 号

市町村名

年 月 日付 第 号で補助金の交付申請のあった 年度東京都地域特産化の推進（ 事業）（以下「補助事業」という。）については、申請の内容を審査したところ適当と認められるので、東京都地域特産化の推進費補助金交付要綱（平成13年6月1日付13産労農地第277号。以下「交付要綱」という。）第5の規定に基づき下記により 年度補助金を交付する。

年 月 日

東京都知事 氏 名

記

第1 交付金額 金 円

第2 補助事業の内容等

補助事業の内容等は、 年 月 日付 第 号による申請書のとおりとする。

第3 補助率等

総事業費、補助対象経費、補助金額及び補助率は、次のとおりとする。

総事業費	補助対象経費	補助金額	補助率
円	円	円	経費の 分の 以内

※補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

第4 手続き

補助金の手続きは、交付要綱に定めるところに従わなければならない。

第5 申請の撤回

申請者は、この交付決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、当該通知受領後14日以内に、申請の撤回をすることができる。

第6 事情変更による決定の取り消し等

知事は、交付の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付の決

定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

第7 申請事項の変更

- 1 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が別表の軽微な変更の欄に掲げる事項以外の事項の変更をしようとするときは、あらかじめ補助金変更交付申請書（交付要綱別記様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 知事は、1の申請があった場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請事項に修正を加えて承認することがある。

第8 事業の中止又は廃止

- 1 補助事業者が、補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、補助事業中止（廃止）承認申請書（交付要綱別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、1の申請書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により適当と認める場合は、事業の中止又は廃止の承認の通知をする。

第9 事故報告等

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに事故報告書（交付要綱別記様式第5号）を知事に提出し、その指示に従わなければならない。

第10 補助金の請求

補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、補助金（概算払）請求書（交付要綱別記様式第6号）を知事に提出しなければならない。

第11 補助金の支出

知事は、第10の請求があった場合に、補助事業の実施上必要があると認めるときは、当該補助金の全部又は一部を概算払で支出することができる。

第12 概算払精算書

補助事業者は、第11の規定による補助金の概算払があったときは、概算払精算書（交付要綱別記様式第7号）を知事に提出しなければならない。

第13 状況報告書の提出等

- 1 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた場合、その交付決定を受けた日が属する四半期以降、各四半期の末日現在の事業遂行状況報告書（交付要綱別記様式第8号）を作成し、当該四半期の翌月の15日までに知事に提出しなければならない。ただし、第4四半期及び当該四半期に既に実績報告書の提出がなされた場合はこの限りでない。

なお、国庫事業については、その事業の定めに従って事業遂行状況報告書（交付要綱別記様式第8号）を知事に提出する。

- 2 1に定めるもののほか、知事が特に必要と認められる書類等を補助事業者から提出させることができる。

第 14 遂行命令等

- 1 知事は、補助事業者が提出する報告書、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 221 条第 2 項の規定による調査等により、補助事業が交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずる。
- 2 知事は、補助事業者が 1 の命令に違反したときは、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることがある。

第 15 実績報告書の提出

補助事業者は、補助事業が完了したとき又は都の会計年度が終了したときは、直ちに実績報告書（交付要綱別記様式第 9 号）を知事に提出しなければならない。事業を廃止した場合も同様とする。

第 16 補助金の額の確定

知事は、第 15 による実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付要綱別記様式第 10 号により交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知する。

第 17 是正のための措置

- 1 知事は、第 16 の規定による調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置を命ずる。
- 2 第 15 の規定は、1 の命令により補助事業者が必要な措置をした場合について準用する。

第 18 決定の取消

- 1 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。
 - (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) その他補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件、その他法令若しくは補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。
- 2 1 の規定は、第 16 の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後において既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じる。

第 19 補助金の返還

- 1 知事は、第 18 の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において既にその額を越える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

第 20 違約加算金及び延滞金

- 1 知事が第 18 の規定により補助金の交付決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返

還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 知事が補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 第 1 項及び第 2 項の規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

第 21 違約加算金の計算

1 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における第 20 の 1 の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額が、その日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。

2 第 20 の 1 の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

第 22 延滞金の計算

第 20 の 2 の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第 23 他の補助金等の一時停止

知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

第 24 財産処分の制限

1 補助事業者が補助事業により取得し又は効用を増加した財産を補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し又は担保に供しようとするときは、「東京都補助金等交付規則」（昭和 37 年 9 月 29 日東京都規則第 141 号）第 24 条に基づき、交付要綱別記様式第 11 号により知事に申請し、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、知事が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

2 1 については、「補助金等交付財産の財産処分承認基準（平成 21 年 3 月 31 日付 20 財主財第 180 号）」（以下、「都財産処分承認基準」という。）に基づき承認事務を行うものとする。また、農林水産省の補助又は交付に係る事業については、都財産処分承認基準及び「補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成 20 年 5 月 23 日付経第 385 号）」に基づき、承認事務を行うものとする。

- 3 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産を、事業終了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効率的運営を図らなければならない。

第 25 帳簿の整理保存

- 1 補助事業者は、補助事業の状況、費用の収支その他事業に関係する事項を明らかにする書類及び帳簿を、事業の終了年度の翌年度から起算して5年以上保存しなければならない。
- 2 事業に関する計画書（変更を行った場合は、変更後のものを含む）、財産管理台帳（交付要綱別記様式第13号）及びその他関係重要書類は、処分制限年数を経過するまで管理保存しなければならない。

第 26 その他

補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対し本要綱の条件を付さなければならない。

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

市 町 村 長

年度東京都地域特産化の推進費（ 事業）補助金変更交付申請書

経営構造対策事業
山村振興等特別対策事業
山村・離島振興施設整備事業

年 月 日付 第 号で交付決定通知のあった標記補助金について、東京都地域特産化の推進費補助金交付要綱第8の規定に基づき、下記のとおり計画を変更したいので、その承認及び補助金円の追加（減額）交付を申請します。

なお、その他については申請書記載のとおりとする。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更計画の内容

（注） 変更事項ごとに補助金交付申請書の様式に変更前と変更後の欄を設け、変更前と変更後の内容の対比ができるように作成すること。

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

市 町 村 長

年度東京都地域特産化の推進費（ 事業）補助金中止（廃止）承認申請書

（ 経営構造対策事業
山村振興等特別対策事業
山村・離島振興施設整備事業 ）

年度において東京都地域特産化の推進費補助金交付要綱第9の規定に基づき、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので承認されたく申請する。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 補助事業の当初からの経過及び現状

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

市 町 村 長

年度東京都地域特産化の推進費（ 事業）補助金に関する事故報告書

- 経営構造対策事業

山村振興等特別対策事業

山村・離島振興施設整備事業

年 月 日付 第 号で交付決定通知のあった標記補助金について、東京都地域特産化の推進費補助金交付要綱第10の規定に基づき、下記のとおり補助事業の事故報告書を提出する。

記

- 1 事故の内容
- 2 事故発生前における補助事業の状況
- (1) 事業について

(2) 経費の支出について

①経費の支出状況 (単位：円)

事業名 及び事 業項目	事業 実施 主体	交付 決定額	月 日 現在 支出済額		残額		支出予定額		事業遂行不能の場合 の不用額	
			補助対象 経費	補助金額	補助対象 経費	補助金額	補助対象 経費	補助金額	補助対象 経費	補助金額
市町村 附帯事務										
計										

②支出額及び支出予定額の明細

事業名及び 事業項目	事業 実施主体	交付 決定額	補助対象経費 (円)	補助金額 (円)	補助対象経費の支出基礎 (名称・数量・単価・金額)
市町村 附帯事務					
計					

3 今後の対応

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

市 町 村 長

年度東京都地域特産化の推進費（ 事業）補助金（概算払）請求書

（ 経営構造対策事業
山村振興等特別対策事業
山村・離島振興施設整備事業 ）

年 月 日付 第 号をもって補助金交付決定通知のあった標記補助金について、東京都
地域特産化の推進費補助金交付要綱第11の規定に基づき、下記により 円を請求する。

記

（単位：円）

補助金	既受領額	今回請求額	残額	備考

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

市 町 村 長

年度東京都地域特産化の推進費（ 事業）補助金概算払精算書

（ 経営構造対策事業
山村振興等特別対策事業
山村・離島振興施設整備事業 ）

年 月 日付 第 号をもって補助金交付決定通知のあった標記補助金について、東京都地域特産化の推進費補助金交付要綱第 1 3 の規定に基づき、下記のとおり精算する。

記

（単位：円）

概算払額	支払額	戻入額	繰越額	備考

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

市 町 村 長

年度東京都地域特産化の推進費（ 事業）補助金遂行状況報告書

（ 経営構造対策事業
山村振興等特別対策事業
山村・離島振興施設整備事業 ）

年 月 日付 第 号をもって補助金交付決定通知のあった標記補助金について、東京都地域特産化の推進費補助金交付要綱第 1 4 の規定に基づき、下記のとおり 年 月 日現在の遂行状況を報告する。

記

<山村・離島振興施設整備事業（整備計画策定事業）、東京都経営構造対策推進事業、市町村経営構造対策推進事業>

区分	実施計画		月 日現在実施状況			残事業実施予定		備考
	補助対象 経費(円)	都補助金 (円)	補助対象 経費(円)	都補助金 (円)	進捗率 (%)	補助対象 経費 (円)	都補助金 (円)	

＜経営構造対策事業、山村振興等特別対策事業、山村・離島振興施設整備事業（整備計画策定事業以外）＞

1 間接補助事業者に対する補助金交付状況

事業名 及び 事業項目	事業 実施 主体	事業 内容	事業費補助金（円）				
			都補助金内容 交付決定額	都補助金受領額		交付済額	
				月 日	金額	月 日	金額
市町村附帯 事務							
計							

(注) 市町村が事業実施主体となるものは除く。

2 遂行状況

[illegible]

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

市 町 村 長

年度東京都地域特産化の推進費（ 事業）補助金実績報告書

（ 経営構造対策事業
山村振興等特別対策事業
山村・離島振興施設整備事業 ）

年 月 日付 第 号をもって補助金交付決定通知のあったこの事業について、下記のとおり事業を実施したので、東京都地域特産化の推進費補助金交付要綱第16の規定により、その実績を報告する。

記

（以下、別記様式第1号に準じて作成すること）

注1 交付申請書と比較して変更のあった欄には、当該変更に係る部分につき、その上段に括弧書きで当初計画を記載すること。

注2 山村・離島施設整備事業（整備計画の策定）については、成果物を添付すること。

注3 施設を整備した事業については、財産管理台帳（別記様式第12号）を添付すること

別記様式第 10 号（第 18 関係）（額の確定）

番 号
年 月 日

市町村名

年 月 日付 第 号をもって交付決定した 年度東京都地域特産
化の推進（ 事業）に対する補助金については、東京都地域特産化の推進費補助金交付
要綱第 18 の規定に基づき、 年 月 日付 第 号をもって提出された実績報告書を
審査した結果、本事業の成果が当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めら
れるので、その額を 円に確定する。

年 月 日

東京都知事 氏 名

番 号
年 月 日

東京都知事 殿

市 町 村 長

年度東京都地域特産化の推進（ 事業）により取得した財産の処分承認申請書

（ 経営構造対策事業
山村振興等特別対策事業
山村・離島振興施設整備事業 ）

年度東京都地域特産化の推進（ 事業）により取得した（又は効用の増加した）財産について、東京都地域特産化の推進費補助金交付要綱第 2 6 の 1 の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、承認を受けたく申請します。

記

1 処分の理由

2 処分の対象施設等

- (1) 施設等の名称、所在、型式、数量
- (2) 事業主体
- (3) 事業費・補助金額・補助率
- (4) 施設等の耐用年数（処分制限期間）、経過年数
- (5) 現況図面又は写真（添付）

3 処分の方法（処分区分）

「補助金等交付財産の財産処分承認基準」（平成 23 年 6 月 1 日付 23 財主財第 38 号）に基づく処分方法を選択し、記入する。

4 取扱いに関する要件の適合について

5 納付金額（予定額）

※根拠となる資料を添付すること。

※国庫事業については、記以下の内容は「補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成 20 年 5 月 23 日 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知）」により作成すること。

※本事業の制定に伴い廃止・変更となった事業については、実施した当時の事業名に変更して作成すること。

財産管理台帳

市町村名

事業実施年度		事業実施主体名				事業名										
事業の内容				工期		経費の配分						処分制限期間		処分の状況		摘要
事業内容	工種・構造 施設区分	施行箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	補助対象 経費	負担区分				耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内 容	
								国	都	市町村	その他					
小 計																
合 計																

注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
2 処分制限期間は、国庫事業以外では減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号)による。
3 処分の内容欄には、譲渡・交換・貸付け・担保提供等別に記入すること。
4 摘要欄には、譲渡先・交換先・貸付先・抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
5 国庫事業において様式等が定められている場合は、その様式等により作成すること。

